

豊橋市飲食店業態転換支援補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊橋市飲食店業態転換支援に係る補助金の交付に関し、豊橋市飲食店業態転換支援補助金交付要綱（令和3年6月1日制定。以下、「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は要綱第5条に定めるものとし、その細目は別表1に掲げるものとする。

(補助対象外経費)

第3条 申請人が購入や契約する備品等を第三者に転貸している場合又は申請人と支払先の関係が、次の各号のいずれかに該当する場合は補助対象経費とすることができない。

(1) 申請人が個人（個人事業主を含む。）の場合であって次のいずれかに該当する場合

ア 申請人が、支払先の代表取締役又は親会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。）である場合

イ 支払先が、申請人の配偶者若しくは一親等内の血族若しくは姻族又は当該配偶者若しくは一親等内の血族若しくは姻族を代表取締役又は親会社等とする法人である場合

(2) 申請人が法人（個人事業主を除く。）の場合であって次のいずれかに該当する場合

ア 支払先が、申請人の代表取締役又は申請者と同じ者を代表取締役とする会社である場合

イ 支払先が、申請人の親会社等又は子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。）である場合

ウ 支払先が、申請人の代表取締役若しくは親会社等である自然人の配偶者若しくは一親等内の血族若しくは姻族又は当該配偶者若しくは一親等内の血族若しくは姻族を代表取締役若しくは親会社等とする法人である場合

2 経費の支払方法が仮想通貨、クーポン、クレジットカード会社等から付与された特典ポイント、金券、商品券（プレミアム付き商品券を含む）の利用による支払いの場合は補助対象経費とすることができない。

3 その他対象外となる経費の細目は別表2に掲げるものとする。

(定義)

第4条 本補助金交付要綱第3条第1項第4号（ア）に定める屋号変更とは、屋号を変更するもの他、外観（外壁や出入り口、看板など）を刷新し、誰もが客観的に見て業態転換をしたことが分かるリニューアルを行うものをいう。

(補助対象者)

第5条 本補助金交付要綱第4条第2項第1号に定める市税とは、市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、鉱産税の5税目とする。

(補助対象要件)

第6条 補助事業の期間は、本補助金交付要綱第6条第1項第4号に定める期間内にあつて、工事の契約締結日又は備品の購入・リースなどの契約締結日のいずれか早い期日から起算し、業態転換後の店舗の営業開始日までの期間とする。ただし、補助対象経費の支払日が営業開始日以後に到来する場合であつて、営業開始日までに納品が確認できる場合は、支払日までの補助事業の期間とする。

(交付の申請)

第7条 本補助金交付要綱第8条第1項別表第1に定めるその他市長が必要と認める書類とは、
国・地方公共団体やその他公共団体への補助申請に係る書類など補助金の交付決定に際し必要となる書類とする。

附 則

この要領は、令和3年6月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

経費区分	補助対象経費
商品を「保存」する際に要する経費	冷蔵庫、冷凍庫、ストッカーなど
商品を「調理」する際に要する経費	シンク、調理台、フライヤー、炊飯器、電子レンジ、食器棚、卓上コンロ※1、鉄板、エスプレッソマシン、食洗器、オーブン、フライパン、鍋、バット、ざる、ボール、はかり、スライサー、ミキサー、包丁、軽量スプーン、泡立てなど
商品を「提供」する際に要する経費	器、ジョッキ、湯呑、グラス、トング、しゃもじ、お玉、菜箸、箸、お盆、スプーン、フォーク、ナイフ、ピッチャー、料理用エレベーターなど
顧客が商品を「享受」する際に要する経費	テーブル、イス、調味料入れ、注文用タッチパネル※2 など
「会計」する際に要する経費	レジ、キャッシュレスシステム※2、券売機など

※1 顧客が「調理」の一部を行うものも含む

※2 「享受」「会計」に係るタブレット、PCなどの購入は対象とする

別表2（第3条第3項関係）

その他対象外となる経費
・ 消耗品
・ FC加盟料などのサービス品
・ 食材の原材料費
・ 不動産賃貸料及び敷金
・ レンタル・リースに付随する保険料
・ システム利用に係る利用料などのランニングコスト
・ チラシやメニュー表を作成するためのプリンターやそのインクや紙など
・ 仕入れ、在庫管理、労務や予約管理といったシステム導入費
・ 掃除機、電話機、ロッカー、空気清浄機、扇風機、網戸、ユニフォーム、ごみ箱、傘立てなど 顧客が直接触れないもの
・ 送料、配送料、振込にかかる手数料